

平成 25 年 9 月 17 日  
日本学術会議事務局  
管理課用度・管理係

## 調 達 公 告

件 名	雑排水槽等清掃業務及び水質検査業務
ボックス番号	①
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り (仕様書は管理課にて配布)
履 行 期 限	平成25年10月31日
見 積 提 出 期 限	平成25年9月24日(火)12:00まで (郵送の場合は9月20日(金)18:00まで)
見積書提出先及び 仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係長 遠藤 克彦
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	別添の「オープンカウンター方式について」を参照

# 仕 様 書

- 1 件 名 雑排水槽等清掃業務
- 2 作業概要 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）等に基づき、雑排水槽等の清掃を行う。
- 3 作業場所 東京都港区六本木7-22-34  
日本学術会議庁舎
- 4 履行期限 平成25年10月31日
- 5 対象設備 清掃対象の設備は以下のとおり  
B1階 雑排水層（30t）1槽  
B1階 汚水槽（35t）1槽  
B1階 湧水槽（15t）1槽  
B1階 湧水槽（100t）1槽
- 6 業務内容
  - ・点検及び清掃業務  
ビル管理法等に基づき、槽内の点検及び清掃を行うこと。
    - ① 点検事項
      - ア 槽内面の損傷、亀裂などの劣化及び水位低下等の漏水の有無を点検し、マンホールの密閉状態の確認を行うこと。
      - イ 水面制御及び警報機能を確認すること。
      - ウ 配管の水漏れ、詰まり及び発錆腐食の有無を点検し、蚊、ハエ等の防虫網についても同様とする。
    - ② 清掃業務
      - ア 使用する照明器具は、防爆形で作業に十分な照度が確認できるものとする。
      - イ 槽内に立ち入る時は、火気を厳禁とし換気を十分に行い、安全を確保すること。なお、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、作業を行う場所の空気を酸素濃度18%以上、且つ硫化水素濃度10ppm以下にすること。
      - ウ 槽内の汚水及び残留物を槽外に排除し、壁面・底面はブラシ又は高圧水を用いて洗浄すること。その際、除去物質の飛散防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
      - エ 流入管、排出管、水中ポンプ及び通気管の内外物の異物を排除し、必要に応じて消毒を行うこと。

オ 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルピット対策指導要綱）第6条第2項の規定に基づき、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェストの交付を経て、適正に処理すること。

## 7 報 告

請負者は、作業終了後、速やかに作業報告書（写真含む）を提出すること。

## 8 そ の 他

- (1) 実施日については、担当者と協議の上、決定することとする。
- (2) 当該作業履行に係る一切の諸費用を計上すること。
- (3) 請負者の責めにより当局の施設及び物品等に損害を与えた場合は、請負者の負担により原状に復すること。
- (4) 仕様書に記載はないが、技術上、当然すべき事項については、これを実施するものとする。
- (5) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当者と協議の上、決定、解釈を図ること。

# 仕 様 書

- 1 件 名 水質検査業務
- 2 作業概要 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「ビル管理法施行規則」という。）に基づき、水質検査を行う。
- 3 作業場所 東京都港区六本木7-22-34  
日本学術会議庁舎
- 4 履行期限 平成25年10月31日
- 5 業務内容
  - ・ 水質基準に関する省令に定める表に掲げる項目について、ビル管理法施行規則第4条第1項第3号イに基づく15項目、及び同号ロに基づく12項目の分析を行い、基準に適合することを確認すること。
- 6 報 告  
請負者は、作業終了後、速やかに水質検査結果表を提出すること。
- 7 その他
  - (1) 実施日については、担当者と協議の上、決定することとする。
  - (2) 当該作業履行に係る一切の諸費用を計上すること。
  - (3) 作業終了後、異常がないか確認すること。また、作業用用具等の忘れ物がないか確認すること。
  - (4) 請負者の責めにより当局の施設及び物品等に損害を与えた場合は、請負者の負担により原状に復すること。
  - (5) 仕様書に記載はないが、技術上、当然すべき事項については、これを実施するものとする。
  - (6) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当者と協議の上、決定、解釈を図ること。